

## 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（概要）

### ○条例制定の趣旨

- ・「手話」は、ろう者が使用する言語であるが、長年にわたり、言語として認められてこなかった。

※わが国では、平成23年の障害者基本法の改正により手話を言語として位置付け、また平成26年、障害者権利条約にも批准

- ・本県では、平成18年に障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定し、障害者への情報提供等における不利益取扱いの禁止や合理的な配慮に基づく措置を定めるなどしてきた。



- ・県レベルにおいても、手話を言語として位置づけ、
  - ①手話等の普及促進に関する基本理念を定め、
  - ②県の責務や市町村、県民等の役割を明確化し、
  - ③施策推進のための基本的事項を定めることにより、聴覚障害者以外の者が聴覚障害者を理解し、互いに共生できる地域社会の実現と聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するための条例を制定。

- ・聴覚障害者：聴覚の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- ・ろう者：聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者
- ・手話等：手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談その他の聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段

### ○条例の概要

#### 1 基本理念

- ・聴覚障害者の特性に応じた意思疎通等のための手段の確保は、全ての人が相互に意思を伝え、理解し、尊重し合うことを基本に行われなければならない。
- ・手話は、文化的所産であり、ろう者が日常又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであるとの認識の下、その普及促進を図らなければならない。

#### 2 県の責務

- ・聴覚障害者の社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及促進に努めなければならない。
  - ・手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民理解の促進に努めなければならない。
- ・社会的障壁：障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

### 3 市町村・県民・事業者の役割

- ・市町村は、聴覚障害者が日常又は社会生活を営むために必要かつ合理的配慮を行い、手話等の普及、環境の整備に努める。
- ・県民は、手話等や聴覚障害者に関する理解を深めるよう努める。
- ・事業者は、聴覚障害者にサービスを提供するときや雇用するときは、手話等の使用に関して配慮するよう努める。

### 4 主な施策

- (1) 手話等を学習する機会の確保等
  - ・「県民が手話等を学習する機会」の確保等に努める。
  - ・県職員が手話等を学習する研修等必要な環境の整備を図る。
- (2) 手話等を用いた情報発信等
  - ・手話等を用いた県政に関する情報発信を推進する。
  - ・県主催の講演会等に手話通訳者、要約筆記者を配置するよう努める。
  - ・手話通訳者等の派遣又は相談の拠点の支援をすることにより、手話等による情報を取得できる環境を整備するよう努める。(障害者計画で定めるよう規定)
- (3) 手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の整備
  - ・手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び意思疎通支援の体制整備及び充実に努める。
- (4) 学校における手話等の普及
  - ・学校の設置者は、聴覚障害児が手話等を用いて学べるよう教職員の手話等の技能向上に必要な措置を講ずるよう努める。
  - ・聴覚障害児に手話等の学習の機会の提供並びに聴覚障害児の保護者に対する教育に関する相談への対応及び支援に努める。

- ・盲ろう者：聴覚障害者のうち、視覚の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

### 5 財政上の措置

- ・手話等の普及促進に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

### 6 施行期日

- ・平成28年6月28日公布、施行。